

平成30年度 港区南部地域包括支援センター事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

- ①高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルサービスなど多様な社会資源を本人が活用できるように包括的及び継続的に支援していきます。
- ③認知症初期集中支援チームを設置し、港区において構築してきた認知症の方を支援するネットワークを活用しながら、広報普及啓発及び初期集中支援業務等を実施し、認知症初期の方を適切な支援機関に結びつけるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方への支援をはじめ認知症の状態に応じた適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源構築並びに地域の認知症対応力向上に取り組みます。
- ④認知症強化型地域包括支援センターの指定を受け、認知症施策推進担当を配置することにより、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域包括支援センターをはじめとした地域の支援機関への後方支援を通じて、認知症にかかる地域包括ケアシステムの構築を推進し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることが出来る社会の実現に取り組みます。

2. 基本方針

①総合相談・支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続して行くことができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関・制度の利用へつなげるなどの支援を行います。また、多様化・複雑化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を活かしチームとして対応に努めます。

具体的には【認知症高齢者の支援体制づくり】【地域での支援が必要な高齢者の早期発見早期対応を目指す】【ケースの困難化に対する専門他機関との連携】の3つの目標を達成するため、港区保健福祉センター、港区社会福祉協議会、3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）、自治会、民生委員協議会、ネットワーク委員会等の地域関係者、居宅介護支援事業所その他インフォーマルな関係者と共に連携をとり包括的に支援にあたります。

②権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく尊厳のある生活を送るためには、高齢者を狙

った振り込め詐欺や還付金詐欺、高齢者に暴力や心理的苦痛を与えるなどの虐待などの権利侵害から、社会全体で高齢者の権利を守ることが必要です。そのため、高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発、消費者被害の予防に向けて、警察や大阪市消費者センターと連携して支援に取り組みます。また、あんしんサポート事業や成年後見制度等を活用することで、認知症高齢者等の判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進を図ります。

③包括的・継続的ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、その人の生活全体を包括的・継続的に支えて行くことが求められます。介護に携わる地域のケアマネージャーへの支援や助言、3師会（港区医師会、歯科医師会、薬剤師会）や港区保健福祉センター、港区社会福祉協議会や地域の関係機関との連携・調整を図ることで、地域・医療・介護などフォーマル、インフォーマルな包括的・継続的ケア体制を推進していきます。

④介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者（要支援1及び2の方）及び事業対象者に対し、現在の身体状態の維持・改善を目指し、その目標に向けて、対象者の自立した生活の実現を支援するための介護予防サービス支援計画を提示します。

利用者の主体的な取り組みを促し、利用者の自立の可能性を引き出すため、廃用症候群の予防の観点から、日常生活の活発化に資する通所系サービスを中心とした自立支援、その他、訪問介護等の訪問型サービスを利用するなどしてご利用者様の支援にあたります。目標の達成を目指し、一定期間後に利用者の状態を評価し、介護予防サービス支援計画で設定された目標が達成されたかをチェックし、必要に応じて支援計画を見直します。

⑤認知症強化型地域包括支援センター認知症施策推進担当の業務

地域ケア会議や認知症初期集中支援事業の取り組みから見えてきた区域の認知症にかかる課題を解決できるように、区と連携して下記の取り組みを行います。

- (1) 区認知症施策推進会議の事務局
- (2) 地域包括支援センター・ランチや認知症初期集中支援事業の取り組み等への後方支援
- (3) 区内の認知症高齢者等支援にかかる統計情報等の収集・地域課題分析及び地域における取り組みの後方支援
- (4) 担当者連絡会への参加
- (5) 広報普及啓発活動の実施

⑥認知症初期集中支援チームの業務

認知症状が進行し日常生活の継続が困難になってから相談が持ち込まれるといった事例が数多くあり、早期発見・早期支援機能の強化が求められていることから認知症

初期集中支援チーム（医療系職員・福祉系職員及び認知症サポート医）を配置し、港区在住の40歳以上の認知症の方及び認知症の疑いがある方で、医療・介護サービスを受けていない方・中断している方を早期発見し、適切な支援機関に繋ぐことにより認知症になっても本人の意思が尊重され住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう支援していきます。

具体的には区内の地域包括支援センターがもつ情報及びネットワークを活用しながら3師会（港区医師会、歯科医師会、薬剤師会）、関係機関、地域関係者及び港区保健福祉センターと連携しながら対象者の把握に努め、対象者宅を訪問して収集した情報を元にチーム員会議を開催し、個別の支援方針に沿って医療機関受診或いは介護サービス利用に向けた動機付けやサービス利用に至るまでの支援を概ね最長6ヶ月の期間で集中的に実施し、引き継ぎ後はモニタリングにより状況の把握に努めます。

⑦認知症地域支援推進員の業務

若年性認知症者については認知症高齢者に比べ数が少ないことから、当事者も含め症状に対する理解・認知は未だ充分ではない状況です。また、認知症高齢者は今後ますます増加する傾向にあり、支援体制の更なる充実が求められていることから、認知症地域支援推進員を配置し、区内の地域包括支援センターや3師会（港区医師会、歯科医師会、薬剤師会）、関係機関及び港区保健福祉センターと連携を図り、港区内全域において若年性認知症等の支援困難症例に対する支援をおこないます。また、地域の認知症対応力向上に向けて、認知症連絡会や地域医療・介護連携推進会議等に参画し、関係機関の連携体制の強化に努めるとともに、港区社会福祉協議会等と連携し認知症の方やその家族が利用できる地域資源の把握や認知症カフェ等の集う場の運営・開催について講師派遣や当事者・家族への周知など側面的支援をおこなっていきます。

3. 重要事項

- ①主な事業実施地域：大阪市港区三先1丁目、2丁目、福崎1丁目～3丁目
池島1丁目～3丁目、八幡屋1丁目～4丁目
港晴1丁目～5丁目、築港1丁目～4丁目
海岸通1丁目～4丁目

※認知症施策推進担当・認知症初期集中支援推進事業については港区内全域を実施地域とする。

- ②営業日：月～土曜（祝日を除く）

- ③営業時間：午前9時から午後7時（土曜午前9時から午後5時30分）

※認知症初期集中支援推進事業については午前9時から午後5時半

4. 職員の資質向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、事業所内外の研修には利用者のサービスに低下を来さぬよう工夫をし

て極力多数が参加できるように努力します。

研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。事業所の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成につとめます。

また、大阪市、市社協、府社協、全社協、老施協等主催の研修会や説明会にも積極的に参加し資質向上と交流を図っていきます。

5. 個人情報保護と情報開示について

平成17年4月に施行された「個人情報保護法」で個人情報保護が義務付けられました。当事業所では「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報（ケアプラン・サービス提供計画・記録等）の漏洩、滅失、棄損等の防止のために安全管理措置を講じます。さらに透明性の確保については本人等からの開示請求手続き体制を確立し、対外的明確化については使用目的は可能な限り特定し、第三者提供する場合は本人の了解を必要とします。職員には雇用契約等に置いて就業期間中はもとより離職後も含め守秘義務を課すなど徹底を図ります。

6. 平成29年度 職員内部研修会計画

月	研修内容
4月	事業計画について
5月	介護予防・日常生活支援総合事業について
6月	権利擁護について
7月	認知症ケアについて
8月	高齢者虐待防止について
9月	成年後見制度について
10月	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について
11月	消費者被害対応について
12月	人権研修
1月	情報開示について
2月	倫理及び法令遵守について
3月	地域包括ケアシステム構築について